

原子力規制庁の主な対応（4月9日以降）  
（東京電力福島第一原子力発電所関連）

平成26年5月14日  
柏崎刈羽原子力規制事務所

【原子力規制委員会】

（4月16日定例会）

○東京電力株式会社福島第一原子力発電所における滞留水の移送先として計画されていない建屋へ滞留水を移送した件について

4月13日、東京電力株式会社（以下、「東京電力」という。）より、標記の件について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく報告を受けました。

原子力規制庁においては、

- ① 現地原子力保安検査官が、現場の状況などの確認を実施。
- ② 原子力規制庁から、当面の対応として現時点までに、東京電力に対して、焼却工作建屋への流入水を回収するよう指示。

するとともに、今後、東京電力が行う原因究明及び再発防止策について確認することとしております。

（5月 2日定例会）

○福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る溶接検査の運用について

東京電力福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則で定める「溶接検査」（第28条関係）の運用について、状況に的確に対応できるよう、原則として、

- （1）溶接の施行条件、管理方法等の違いを勘案し、検査項目の一部について抜取りによる立会い検査を実施する。
- （2）上記（1）以外についての検査項目については、記録確認を実施する。
- （3）記録確認を実施するにあたっては、東京電力が行う溶接に係る品質管理の実施状況を確認し、記録の信頼性を確認する。

の考え方で溶接検査を実施することが、委員会です承されました。

【原子力規制委員会 検討チーム等】

○特定原子力施設監視・評価検討会

4月18日 第20回会合      5月 2日 第21回会合

【特定原子力施設監視・評価検討会汚染水対策検討ワーキンググループ】

4月11日 第13回会合

以 上